附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（農林水産省定員規則の一部を改正する省令の一部改正）

2　農林水産省定員規則の一部を改正する省令（平成二十七年農林水産省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の表中「一六、二九三人」を「一六、二九九人」に改める。

告　示

○外務省告示第二百三十号

平成九年九月二十六日にロンドンで作成された「千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書」の附属書Ⅵの一部は、同条約第十六条の規定に従い、次のように改正され、同改正は、同条の規定に従い、平成二十五年一月一日に効力を生じた。

（平成二十四年十二月十一日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十七年七月三日　　外務大臣　岸田　文雄

一　第一規則を次のように改める。

この附属書は、第三規則、第五規則、第六規則、第十三規則、第十五規則、第十六規則、第十八規則、第十九規則、第二十規則、第二十一規則及び第二十二規則に別段の明文の規定がある場合を除くほか、全ての船舶について適用する。

二　第二規則21を次のように改める。

21　第十五規則に関し、「タンカー」とは、条約附属書Ⅰ第一規則に定義する油タンカー及び条約附属書Ⅱ第一規則に定義する化学薬品タンカーをいう。

三　第二規則21の次に次の22から37までを加える。

この規定の適用上、

22　「現存船」とは、新船でない船舶をいう。

23　「新船」とは、次のいずれかの船舶をいう。

23.1　二千十三年一月一日以後に建造契約が結ばれる船舶

23.2　建造契約がない場合には、二千十三年七月一日以後にキールが据え付けられる船舶又はこれと同様の建造段階にある船舶

23.3　二千十五年七月一日以後に引渡しが行われる船舶

24　第四章に関し、「主要な改造」とは、船舶の次のいずれかの改造をいう。

24.1　船舶の寸法、積載容量又は機関の出力を実質的に変更する改造

24.2　船舶の種類を変更する改造

24.3　その目的が船舶の耐用年数の実質的な延長であると主管庁が認める改造

24.4　その他の点で船舶に大幅な変更を加える改造であって、当該船舶が新船であったとしたならば現存船に適用されないこの条約の関連規定の適用を受けることとなるようなもの

24.5　船舶のエネルギー効率を実質的に変更する改造であって、第二十一規則に規定する適用可能な要求されるＥＥＤＩを超える変更を含むもの

25　「ばら積み貨物船」とは、主として乾貨物をばら積みして運送する船舶をいう（兼用船を除き、改正された千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約第十二章第一規則に定義する鉱石運搬船のような種類を含む。）。

26　「ガス運搬船」とは、液化ガスのばら積み運送のために建造し、又は改造し、及び使用する貨物船をいう。

27　第四章の規定に関し、「タンカー」とは、条約附属書Ⅰ第一規則に定義する油タンカー又は条約附属書Ⅱ第一規則に定義する化学薬品タンカー若しくはＮＬＳタンカーをいう。

28　「コンテナ船」とは、船倉及び甲板でコンテナを積載するためにのみ設計された船舶をいう。

29　「一般貨物船」とは、主として一般貨物を運送するために設計された複層又は一層の甲板を備えた船舶をいう（一般貨物船のＥＥＤＩ基準線の算定に含まれない乾貨物専門の船舶（家畜運搬船、はしけ運搬船、重量物運搬船、ヨット運搬船及び核燃料運搬船）を除く。）。

30　「冷凍貨物運搬船」とは、船倉で冷凍貨物を積載するためにのみ設計された船舶をいう。

31　「兼用船」とは、ばら積みの液体貨物及び乾貨物の双方での載貨重量の百パーセントを積載するよう設計された船舶をいう。

32　「旅客船」とは、十二人を超える旅客を運送する船舶をいう。

33　「ロールオン・ロールオフ貨物船（自動車運搬船）」とは、からの自動車及びトラックを運送するために設計された複層の甲板を備えたロールオン・ロールオフ貨物船をいう。

34　「ロールオン・ロールオフ貨物船」とは、ロールオン・ロールオフ貨物輸送ユニットを運送するために設計された船舶をいう。

35　「ロールオン・ロールオフ旅客船」とは、ロールオン・ロールオフ貨物積載区域を有する旅客船をいう。

36　「達成されるＥＥＤＩ」とは、この附属書の第二十規則の規定に基づく個々の船舶により達成されるエネルギー効率設計指標の値をいう。

37　「要求されるＥＥＤＩ」とは、この附属書の第二十一規則の規定により特定の種類及び大きさの船舶に対して許容される達成されるＥＥＤＩの最大の値をいう。

四

1　総トン数四百トン以上の全ての船舶及び固定され、又は浮いている掘削装置その他のプラットフォームは、次章に定める要件に適合することを確保するため、次に定める検査を受ける。

1.1　船舶の就航前又は第六規則に規定する証書が初めて発給される前に行われる最初の検査。この検査は、設備、装置、取付け物、配置及び材料が次章に定める要件に完全に適合することを確保する。

1.2　第九規則2、5、6又は7の規定が適用される場合を除くほか、主管庁が定める五年を超えない間隔で行われる更新検査。この更新検査は、設備、装置、取付け物、配置及び材料が次章に定める要件に完全に適合することを確保する。

1.3　国際大気汚染防止証書の二回目の検査基準日の前後三箇月以内又は三回目の検査基準日の前後三箇月以内に、4に定める年次検査に代えて行われる中間検査。この検査は、設備及び配置が次章に定める要件に完全に適合しており、かつ、良好な作動状態にあることを確保する。当該中間検査を行った場合には、第六規則又は第七規則の規定に基づいて発給される国際大気汚染防止証書に裏書をする。

1.4　国際大気汚染防止証書の検査基準日の前後三箇月以内に行われる年次検査（1.1の設備、装置、取付け物、配置及び材料についての一般的な検査を含む。）。この年次検査は、設備、装置、取付け物、配置及び材料が5の規定に従って維持され、かつ、船舶の予定された用途に適合することを確保する。当該年次検査を行った場合には、第六規則及び第七規則の規定に基づいて発給される国際大気汚染防止証書に裏書をする。